

告 示

埼玉県告示第五百十一号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種別

基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

二 作業期間

平成二十九年六月六日から平成三十年三月三十一日まで

三 作業地域

秩父市、皆野町、長瀨町